

住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

環境政策課 ☎96331103

受付件数は200件程度を予定しています。申請期間内に予算の範囲を超えた場合は5月25日(月)に公開抽選を実施します。

〔申請期間〕 5月8日(金)～21日(木)

〔対象者〕 自ら居住する住宅に設置する市民の方、平成28年3月31日までに市内に居住予定の方、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合

〔補助金額〕 最大出力1キワ当たり3万円。上限は戸建て住宅は10万5000円(3・5キワ以下)、マンションは30万円(10キワ以下)

〔対象設備〕 ①太陽電池モジュール認証を受けた未使用品で、交付決定日以降に着工し新規に設置をするもの ②28年3月

広報紙等の市政情報を録音したCD(デジタル図書)や広報こしがや点字版をご利用ください

問CD:越谷市社会福祉協議会ポリアニマセンター ☎9633211、点字版:広報広聴課 ☎96319117

目の不自由な方のために、ポリアニマグループ「声のおたより」が「広報こしがや」や「社協だより」などの刊行物をCD(デジタル図書)に録音し、郵送しています。ご希望の方は越谷市社会福祉協議会ポリアニマセンターへご連絡ください(CDを聴くためには専用の音声再生機が必要です)。なお、市では身体障害者手帳(視

覚1・2級)をお持ちでデジタル図書を活用する方に、日常生活用具(ポータブルレコーダ)の給付事業を行っています。詳しくは障害福祉課 ☎96319164へ。また、広報こしがやの点字版(お知らせ版の抜粋)を、希望者に郵送しています。ご希望の方は広報広聴課へご連絡ください。

お知らせ

越谷市地域防災計画を改定しました

竜巻災害での課題や関係法令・各種計画の改正などを踏ま

え、災害に対する市の防災体制および対策をより効果的にするため「越谷市地域防災計画」を改定しました。改定にあたり、防災会議での審議、パブリックコメントによる意見公募を実施し、竜巻等突風災害対策などを

経済的な問題などでお困りの方へ生活自立相談「よりそい」にご相談ください

問生活自立相談「よりそい」(第三庁舎2階) ☎96319212

失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題でお困りの方から相談を受け、自立に向けた継続的な支援を行います。

〔場所〕 生活福祉課内生活自立相談「よりそい」

〔事業内容〕 ▽面接相談:相談された方の課題を整理した上で自立へのサポート ▽よりそい型支援:相談支援員による窓口・手続き等の同行支援

越谷の新たな名物に「こしがやブランド認定品」新規募集

問産業支援課(産業雇用支援センター3階) ☎96714680

市内で製造・加工などされた優れた商品を市が認定する「こしがやブランド認定品」を新たに募集します。

認定された商品は、市ホームページや市が作成するパンフレット等に掲載されます。

また、こしがやブランドの認定を受けるため、新たに商品を開発する市内事業者等に対し、開発費の一部を助成する「開発費補助金」の募集も併せて実施します。

〔対象事業者〕 ▽ブランド認定:市内で製造・加工等を行う事業者など ▽開発費補助金:対象品を開発中または

新たに盛り込みました。本計画は、危機管理課(第二庁舎2階)、情報公開センター(本庁舎2階)、各地区センター、市ホームページでご覧になれます。問危機管理課 ☎96319228

5

〔祝日も粗大ごみの直接持ち込みができます〕

4月から祝日も粗大ごみの直接持ち込みができるようになります(土曜・日曜日、年末年始は除く)。事前に電話予約が必要です。詳しくは予約時にご確認ください。なお、当日の予約は受け付けていません。

〔電話受付時間〕 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始は除く)

問リサイクルプラザ(砂原355) ☎97315300(予約専用)

市民活動支援センターの募集

市民活動支援センター

いずれも問市民活動支援センター ☎34310816 弥生町16の1 ☎96912750

5

〔市民活動支援センター運営委員会〕

因効果的な施設運営を行うためご意見等をいただきます。問市内在住・在勤・在学で18歳以上の方2人。任期2年(問5月10日(日)、午後5時(必着)まで)に、住所・氏名・生年月日・電話番号・自己PRを簡潔に記入した書類と、「市民活動の推進には、どのような取り組みが必要か」をテーマにした作文(80

文字以内)を直接または郵送で市民活動支援センターへ

送付してください。書類選考で決定。結果は本人に通知します。

えせ同和行為を排除しましょう

えせ同和行為とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題(※)の解決に努力しているように装い、「高額の図書購入強要」や「寄付金・賛助金の強請など」、「ゆすり」・「たかり」等をする行為のことをいいます。

えせ同和行為は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間にも同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果

を、一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為者が激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否し、終始毅然とした態度で対応しましょう。

その場しのぎの安易な妥協な行為は、相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることとなります。

※:同和問題とは、日本の歴史の中で生み出された差別が残り、「同和地区に住んでいる」とあるいは「同和地区に生

まれた」という理由で、結婚就職、日常生活などの面で差別を受けることです。これは憲法が保障する基本的人権の侵害であり、日本の歴史の中で生み出されたわが国固有の重大な人権問題です。

今月の市民課の休日窓口は4月19日(日)です

市民課

問市民課 ☎96319119

4月19日(日)です

市民課

問市民課 ☎96319119

4月19日(日)です

市民課

問市民課 ☎96319119

4月19日(日)です

市民課

問市民課 ☎96319119